

(別添1)

○ じん臓機能障害者に対する更生医療の給付について（昭和54年5月10日社更第56号厚生省社会局長通知）【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改 正 後	現 行
各 都道府県知事 殿 指定都市市長	各 都道府県知事 殿 厚生省社会局長
じん臓機能障害者に対する更生医療の給付について (略)	じん臓機能障害者に対する更生医療の給付について (略)
第一 じん臓機能障害者に対する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十八条第一項に規定する自立支援医療（更生医療）の適用について 1～3 (略)	第一 じん臓機能障害者に対する障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十八条第一項に規定する自立支援医療（更生医療）の適用について 1～3 (略)
第二・第三 (略)	第二・第三 (略)
別紙 (略)	別紙 (略)

社 更 第 5 6 号
昭和 54 年 5 月 10 日
一部改正 障発第 0331005 号
平成 18 年 3 月 31 日
二部改正 障発 0426 第 6 号
平成 25 年 4 月 26 日

社 更 第 5 6 号
昭和 54 年 5 月 10 日
一部改正 障発第 0331005 号
平成 18 年 3 月 31 日